

資料 3

これまでの経緯と 建設候補地選定の理由

令和 7 年 7 月 31 日

第 1 回東濃西部広域ごみ焼却施設整備等審議会

主な経緯の整理

- 1 東濃西部 3 市の状況
- 2 東濃西部 3 市で広域化を検討する理由
- 3 建設候補地の選定

1. 東濃西部3市の状況

各市のごみ焼却施設の状況

	多治見市 三の倉センター	瑞浪市 クリーンセンター	土岐市 環境センター
処理方式	コークスベッド式 直接熔融炉方式 (充填層堅型シャフト炉)	酸素式熱分解 直接熔融炉 (一体型シャフト炉)	機械化バッチ 燃焼方式 (ストーカ炉)
処理施設能力	170t/24h	50t/24h	70t/8h
現在の面積	2ha	1.2ha	1.5ha
使用開始年度	2003年	2002年	1990年
使用年数	22年	23年	35年

※全国の施設の平均供用年数 **30.5年**、建屋(鉄筋コンクリート)の耐用年数 **50年**

いずれも20年以上稼働し、建て替えの検討を始める時期にきている。

1. 東濃西部3市の状況

人口減少が進み、財政面がより厳しく

項目			R4	R10	R15	R20	R25	R30
			2022	2028	2033	2038	2043	2048
人口予測	多治見市人口	人	107,443	100,821	95,952	90,635	85,110	79,546
	瑞浪市人口	人	36,355	33,660	31,641	29,600	27,527	25,439
	土岐市人口	人	56,047	49,882	46,651	43,431	40,279	37,173
	合計	人	199,845	184,362	174,245	163,667	152,916	142,158

出典：R10以降は人口問題研究所推計をベースに加工

各市単独で焼却施設を建設し維持していくことは、財政面からも厳しくなる。

2. 東濃西部 3 市で検討する理由

平成 19～20 年度

「第 4 次東濃西部広域計画」の策定にあたり、焼却施設の広域化に向けた必要性や可能性を検討。

現有施設の運営を継続し、**しかるべき時期に必要なあれば協議**する。

令和 3 年 4 月

「一般廃棄物処理に係る相互支援協定」を締結

3 市長が「焼却施設の広域化の検討の必要性」を確認し、検討を開始。

2. 東濃西部 3 市で検討する理由

令和 5 年

「東濃西部広域ごみ焼却施設整備に係る可能性調査」を実施し、現状や将来予測をし、広域化のメリットを確認。

令和 6 年 5 月

「多治見市、瑞浪市及び土岐市におけるごみ焼却施設等の整備及び管理運営の広域化に関する協定書」を締結。

令和 1 9 年度稼働を目標に 3 市での検討を本格化。

2. 東濃西部3市で検討する理由

- 1 将来にわたり、ごみを安定的かつ継続して処理できる施設が必要
- 2 少子化等による将来的な人口減少により、各市単独での焼却施設を新設し維持していくことは財政面で厳しい
- 3 「岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画」により、望ましい姿として、3市での広域化が示された

岐阜県ごみ処理広域化・集約化計画（令和4年3月）において、令和32年度のごみ焼却等施設の望ましい姿として東濃ブロックには焼却施設は2か所と設定されています。

現在、中津川市・恵那市で広域化の検討が進められており、計画を踏まえると、必然的に東濃西部地域で1か所の整備となります

3. 建設候補地の選定

「東濃西部広域ごみ焼却施設整備等に係る基本構想策定委員会」を設置（令和6年8月～）。

策定委員会メンバー

- ・ 学識経験者 2人
- ・ 市民 9人（各市3人）
廃棄物減量等推進審議会委員
都市計画審議会委員
経済界（商工会議所等） など
- ・ オブザーバー（岐阜県職員） 1人

3. 建設候補地の選定

策定委員会で、基本構想や建設候補地選定を検討。

基本構想の中間報告を策定

広域で処理する廃棄物の種類や施設の建設に必要な敷地面積、スケジュール等を検討

☆広域化のメリット

- より効率的に、かつ安定的に廃棄物を処理できる
- 脱炭素社会の実現に寄与する設備や廃棄物発電等によるエネルギー回収ができる
- 各市の費用負担の圧縮（コスト削減）ができる

3. 建設候補地の選定

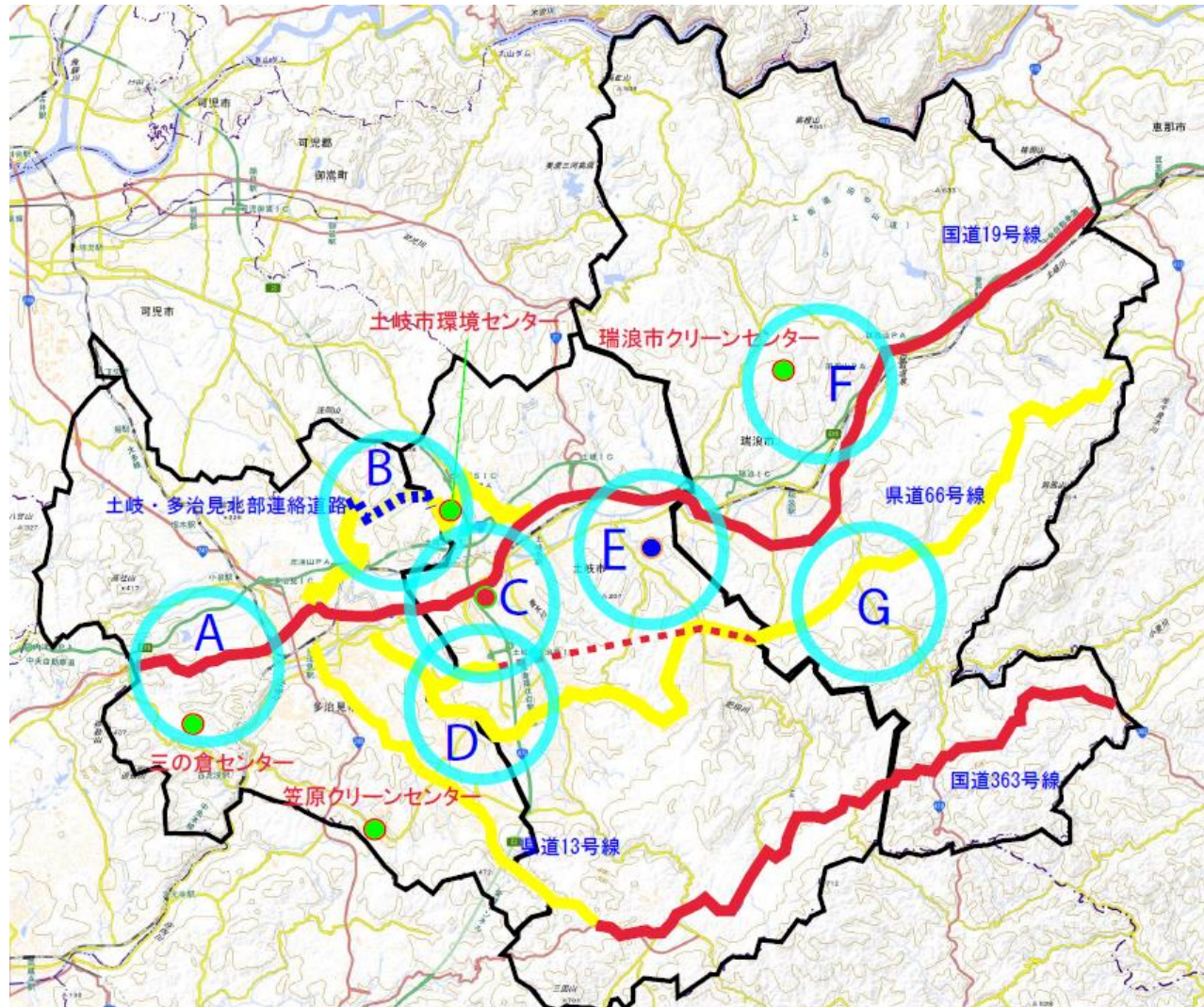
候補地の選定方法

1. 現焼却施設の建て替え
2. 望ましい範囲（ゾーン）を示し、ゾーン内から建設可能性が高い候補地を抽出し、徐々に絞り込んでいく

※ゾーンの設定にあたっては、以下の地点を中心に半径2km の範囲とした

- ① 3 市の人口重心
- ② 3 市の面積重心
- ③ 3 市を結ぶ主要道路沿い、かつ土地の規制等の解除が困難と思われるところを除く地点

3. 建設候補地の選定



人口重心(C)、面積重心(E)、各市の既存焼却施設の位置 11

3. 建設候補地の選定

評価項目を総合的に検討し 3 候補地を選定

主な評価項目

- ①平場で 2 ha 以上確保できるか
- ②災害危険区域や自然環境の保全措置等の解決困難な課題がないか
- ③インフラ整備等に関して解決困難な課題がないか
- ④用地取得が容易か
- ⑤他施設への廃棄物発電等の有効活用性があるか
- ⑥各市からのアクセスが良いか
- ⑦地域住民等の活用（防災拠点等）が期待できるか

3. 建設候補地の選定

「多治見市高田町地内」を3か所の候補地の一つとして選定。



3. 建設候補地の選定

各候補地の主な選定理由

瑞浪市クリーンセンター	土岐市環境センター	多治見市高田町地内
市有地であり、新たな用地取得不要。 各種規制をクリア。 主要道路からの進入路の確保可能。	市有地であり、新たな用地取得不要。 各種規制をクリア。	市有地であり、新たな用地取得不要。 3ha以上の用地確保可能。

令和7年3月21日、策定委員会から「**建設候補地選定にあたっての意見書**」が東濃西部広域行政事務組合へ提出。（本日の配付資料1）

3. 建設候補地の選定

令和7年度に3市の市長等で構成する

「東濃西部広域ごみ焼却施設整備等協議会」にて、
3か所から1か所を選定。**本日、当審議会へ諮問。**

○比較検討した主な項目（**本日の配付資料4**）

- ① 3市の市民の利便性とCO₂発生量等の低減
- ② 周辺道路の渋滞や交通安全対策
- ③ 建設の容易性等、**総合的に検討し選定。**

ご清聴ありがとうございました。